

令 6 都市計画第 1 0 8 6 号
令和 7 年(2025 年) 1 月 6 日

下 関 市 長 様

山口県知事 村岡 嗣政

下関北九州道路環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見に
ついての都市計画決定権者の見解について（送付）

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 1 9 条の規定
により、下関北九州道路環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意
見についての都市計画決定権者の見解を送付します。

記

1 環境影響評価準備書について

対象事業の名称	1・4・2 下関北九州道路 1・4・4 4－1 0 号 下関北九州道路
対象事業の種類	高速自動車国道または、指定都市高速道路または、一般国 道の新設もしくは改築
対象事業の規模	道路延長：約 8 km、車線数：4 車線 設計速度：80 km/h、道路区分：第 1 種第 3 級 計画交通量：約 7,800 台～28,200 台/日
事業実施区域	起点：山口県下関市／終点：福岡県北九州市
環境影響を受け る範囲であると 認められる地域	山口県下関市および福岡県北九州市
準備書の縦覧の 公告	[山口県報（定期）第 542 号] [北九州市公報 第 5684 号] 令和 6 年 10 月 1 日（火） ※詳細は別紙 1 のとおり

その他の公表	縦覧の公告に加え、下記のとおり縦覧および説明会のお知らせを実施した ・市報しものせき（令和 6 年 10 月 1 日号）への掲載 ・市政だより北九州（令和 6 年 10 月 1 日号）への掲載 ・山口県、下関市、北九州市、国のウェブサイトによる公表 ・報道発表（令和 6 年 9 月 20 日） ※詳細は別紙 2～4 のとおり
縦覧場所	【図書による縦覧】 ・山口県土木建築部都市計画課、下関土木建築事務所 ・北九州市都市戦略局都市交通政策課、小倉北区役所総務企画課 ・福岡県県土整備部道路建設課 ・下関市環境部環境政策課、都市整備部都市計画課 ・国土交通省中国地方整備局道路計画課 ・国土交通省九州地方整備局道路計画第一課 【インターネットによる公表】 ・山口県ホームページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/130/268364.html ・北九州市ホームページ https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08000078.html
縦覧期間・時間	期間：令和 6 年 10 月 1 日（火）～令和 6 年 11 月 1 日（金） 時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時
説明会	【下関市】 場所：彦島公民館 日時：①令和 6 年 10 月 8 日（火）19 時から ②令和 6 年 10 月 9 日（水）14 時から 【北九州市】 場所：北九州芸術劇場 日時：令和 6 年 10 月 16 日（水）①14 時から②19 時から
意見書の提出	意見書の提出については、環境影響評価法の規定により、準備書の公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間（令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 11 月 15 日まで）、郵送または持参による書面での提出の受付を行った。 ※概要および見解については、次項のとおり

2 提出された意見書の概要および見解について

表（1） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（1/8）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般	1	環境影響評価手続きにおいて、本来これから行う事前調査の方法と期間を方法書に示して、市民の意見を求め、環境審査会からの意見を聴取し、それらを参考として調査に生かし、反映させるべきだが、この度の手続きにおいてはそれを受け入れる姿勢が見られない。市民からの意見を求めた方法書縦覧は令和4年4月～5月初旬であり、環境審査会の段階には、すでにほぼ調査を終えていたという、極めて市民の意見と審査会意見を軽視したものである。民間事業者の模範となるべく環境アセス手続きを行わなければならない公共事業であるからこそ、より丁寧な調査の進め方がなされなければならない。	現地調査は、令和3年3月の計画段階評価における対応方針の決定を受け、ルート・構造の検討にあたっての基礎資料を得ることを目的に、環境影響評価手続きでの調査情報の活用性にも留意しつつ、方法書の公告・縦覧以前から実施しています。その調査項目、手法については、方法書で選定した環境影響評価の項目並びに調査の手法に即しているとともに、方法書についての住民意見（第8章）及び知事意見（第9章）を踏まえ、専門家の助言を得ながら、環境影響評価項目及び手法の見直しを行い、環境影響評価項目に自動車の走行に伴う動物を追加したほか、動物、植物、生態系について調査・予測に関する地域及び手法の拡充等を行っており、「環境影響評価法」に基づき適切に実施されているものと考えています。
	2	準備書に記載されている「著しい影響が見られた場合」とはどのような場合を想定しているのか、地域住民の感覚でなく客観的判断ができるよう、具体的数値指標があれば示して欲しい。	「著しい影響が見られた場合」とは、環境影響評価において整合を図るべき基準又は目標との整合が図られていると評価した項目のうち、事業の実施に伴い現段階で予測し得なかった影響が見られ、環境基準、規制基準、要請限度等の基準又は目標との整合が図られない場合を想定しています。また、事業実施段階及び供用後において、周辺の交通ネットワークに関する交通量及び生活環境の状況変化、自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握するとともに、事業の実施に伴う影響の程度及び措置の必要性について、専門家等の意見を踏まえて判断します。

表（２） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（２/８）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般	3	全体を通して「環境の悪くなり具合が、許容範囲に入っているかどうか」という見地で環境影響評価の結論が出されているが、それでは、これからも様々な建設事業で許容範囲内の自然性（動物、植物、生態系）の悪化が積み重ねられることとなり、将来にわたって環境保全が維持されるとはいいいがたいと思われる。それを補うには、部分的にでも、事業を行うことで自然性も高揚（向上）するという要素を部分的にでも取り入れ続けるしかない。 また、事業者が自然性の高揚を図る方法で事業を行おうとしても、現行では経済性の問題等、色々なしがある。事業者がそれらのしを乗る切するためには根拠が必要であり、その根拠として環境影響評価での評価がなり得る。 以上のことから、第 12 章環境影響の総合的な評価の前文に（又は現在の評価準備書に付帯する意見として）下記の所見を付け加えることが環境保全の見地から望ましいと考える。 「所定の要領に基づく環境影響評価においては、『環境影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られていると評価しました。』と判断しましたが、自然性（動物、植物、生態系）への影響が皆無ではないこと又は建設事業が今後、人間社会と自然性の共存を図る性質を持つ必要があるという見地から、個別工法については、経済性だけでなく、自然性を高揚（向上）するような環境保全の見地から、工法検討（例えば、橋脚根固め工を藻場の創出に寄与するものにする等）を行い、実施されることが望ましい。」	本環境影響評価は、「環境影響評価法」に基づき、回避又は低減を検討し、なお環境保全措置が必要な場合に代償措置を検討しています。 また、環境保全措置は、「国土交通省令」に基づき、影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として、本事業計画との関連性、経済性、安全性、施工性、技術的可能性等の妥当性に配慮し、対策の効果、地域に及ぼす影響等の観点から、事業者により実行可能な範囲内で検討しました。 今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、最新の技術指針等を踏まえて、経済性のみならず自然再興も加味し、当該地域に適した工法の検討に努めます。

表（3） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（3/8）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気環境	4	粉じんや騒音は、事後調査を行わないこととされているが、現在検討している環境保全措置の効果の検証や予測結果の確認のため、供用後の環境監視（測定）は定期的に行う必要がある。	粉じんや騒音について、予測の手法は科学的知見に基づくものであるとともに、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測及び環境保全措置の効果の不確実性は小さいと考えられることから、事後調査は行わないものとしています。 なお、今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後において、周辺の交通ネットワークに関する交通量及び生活環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握するとともに、専門家等の意見を踏まえて、必要な措置を検討します。また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。
	5	降下ばいじん量について、参考値（10t/km ² /月）が現況値と比較して妥当な値なのか判断するため、周辺地域の現況値（調査値）があれば示していただきたい。	周辺地域における降下ばいじん量の現況値については、北九州市で降下ばいじんの測定が行われており、「北九州市の環境（環境白書）」で公表されています。 なお、降下ばいじんの参考値は、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、第11章（P. 11. 1-82、11. 1-97）に記載のとおり、環境を保全する上での降下ばいじん量について、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km²/月を目安とし、全国の一般局で測定された降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/km²/月との差分から設定しています。
動物・生態系	6	最新のデータをとるべき事前調査において、令和4年11月で終了していることは、データの信頼性、精度において不十分な調査である。せめて令和5年末までのデータが必要であった。猛禽類とヒヨドリの渡りの令和7年再調査を求める。	猛禽類とヒヨドリの渡りの調査については、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、生息の可能性がある種の生態を踏まえ、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる調査期間として1年間の2季を設定し行いました。 調査の結果、猛禽類とヒヨドリの渡りの状況が確認されており、環境影響を予測及び評価するために必要な情報は得られているものと考えています。

表（４） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（４/８）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物・生態系	7	ハチクマの渡りについて、日本野鳥の会北九州支部研究部による若松区高塔山における調査では、9月20日2,020羽、9月24日1,476羽、9月25日1,437羽がカウントされている。事業実施区域のBH1～BH3においても相応の個体数が確認でき、新たな飛翔行動が確認できた可能性がある。令和3年秋季9月21～22日の2日間のみでなく、北九州を通過するハチクマの渡りのピークである9月23日の前後最低3日間が必要である。曇りや小雨時における調査もされず、低空飛翔が確認できなかったことも不十分である。	猛禽類の渡りの調査については、「国土交通省令」、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、第4章（P.4.1-68～75）に示す既存資料調査で把握した渡りの可能性がある種の生態を踏まえ、環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯で、かつ、飛翔行動を確認しにくい雨の日を避けて行いました。 秋季調査の結果、ハチクマ、ハイタカを含む猛禽類の渡りが確認されており、環境影響を予測及び評価するために必要な情報は得られているものと考えています。
	8	ハイタカの渡りについて、日本野鳥の会北九州支部研究部による若松区高塔山における調査では、10月15日以降に、1日に100～約300が7日間カウントされている。事業実施区域のBH1～BH3においても相応の個体数が確認でき、新たな飛翔行動が確認できた可能性がある。令和3年秋季10月4～5日はハイタカ調査にはやや早く、10月中旬以降に秋季3回目の調査が必要であった。曇りや小雨時における調査もせず、低空飛翔が確認できなかったことも不十分である。	なお、調査期間中において、50m程度の比較的低い高度で関門海峡を渡る個体も確認されており、そのほとんどは実施区域外を通過していることから、渡りのルートは確保されと考えられます。
	9	猛禽類の渡りの調査地については、環境審査会において、事業実施区域だけではなく、広域な調査が望ましいことを委員が述べていたが、関門海峡を飛翔する猛禽類を観察できる若松区高塔山、下関市火の山の調査をする必要があった。	調査地点は、「国土交通省令」に基づき、専門家の助言を得ながら、対象道路事業の実施に伴う環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路について設定しました。 猛禽類の渡りの調査地点については、実施区域及びその周辺における関門海峡の猛禽類の渡りの状況を把握することを目的として、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に専門家の助言を得ながら、関門海峡の飛翔ルートを踏まえ、影響を的確に把握できるよう範囲を拡大し、実施区域及びその周辺を含めた広域に見渡せる地点を選定しました。 調査の結果、猛禽類の渡りの状況が確認されており、環境影響を予測及び評価するために必要な情報は得られているものと考えています。

表（5） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（5/8）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物・生態系	10	渡りをする小鳥類が夜間も渡りをする事は知られているが、実態がわかりにくい夜間渡る鳥類をなぜ調査しなかったのか。昼間の調査結果は、若松区高塔山での小鳥類の渡り状況と比較すれば十分とは言えず、夜間に渡りをする鳥類にとって、海上の巨大な橋梁は昼間とは比較にならない程のリスクが高い。レーダー使用調査で群れの数やおよその種の識別は可能なはずである。事業実施区域での夜間調査を再度求める。	小鳥類の渡りの調査については、生態系の注目種として選定したヒヨドリを対象とし、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、鳥類の個体を確認しやすい時間帯である夜明けから昼間にかけて行いました。レーダーを用いた夜間調査は、種の同定や個体数の把握が困難なことから、調査手法として選定していません。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。
	11	カンムリウミスズメは唐津湾沖から響灘→関門海峡→豊後水道へと移動していることが知られており、この事業の建設工事により、移動ルートの障壁となり、回遊する本種の生息放棄が懸念される。よって影響予測はB（生息環境は保全されない可能性がある）であり、建設工事にあたり一層の配慮が必要である。	海域の工事施工ヤード及び建設資材等の運搬は海上を利用する計画ですが、1日あたりの作業範囲は関門海峡を横断する本事業の一部の区間に限られ、関門航路及び海上の空間は広く確保されます。また、橋梁部（海上部）の橋脚及び主塔は、最低限の箇所数で必要以上に断面積を大きくしない計画であるとともに、水底の掘削工事にあたっては、施工時期の集中を回避します。よって、工事期間中におけるカンムリウミスズメの移動経路は確保されと考えられ、本種の生息環境は保全されると予測されます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。
	12	猛禽類については、一様に200m以上の上空を飛翔、あるいは橋桁下空間が確保されることから、飛翔空間が確保され、影響はC（生息環境は保全される）と予測しているが、曇りや小雨時の飛翔高さは調査されていないため、低空飛翔時の飛翔行動を確認する必要がある。よって再調査のうえ、影響予測をやり直すこと。	猛禽類の渡りの調査については、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、生息の可能性がある種の生態を踏まえ、飛翔行動を確認しにくい雨の日を避けて行いました。調査の結果、50m程度の比較的低い高度で関門海峡を渡る個体も確認されており、そのほとんどは実施区域外を通過していることから、渡りのルートは確保されと考えられます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。

表（6） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（6/8）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物・生態系	13	ハヤブサは海上の高い塔などに止まり、餌生物が出現すると急降下し、餌生物に気をとられるため、橋梁の一端に衝突する懸念がある。その行動は極めて不確実性が高く、決して影響予測はC（生息環境は保全される）とは言えない。ミサゴも空中でホバリング後、急降下することから、ハヤブサ同様の懸念がある。建設後、実効性ある対策が必要である。	予測は、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら行いました。ミサゴ及びハヤブサの予測結果は、第11章（P. 11. 9-157、11. 9-166）に記載のとおりです。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。
	14	道路・橋梁におけるバードストライク予防策として、橋の欄干に背の高い旗やポール（横断防止用ポール）を設置して、鳥類が上空や橋の下を飛翔するように誘導することが考えられる。北海道の国道や高速道路で採用されている事例がある。	本環境影響評価において、自動車への衝突や交通事故等の道路に起因する動物（鳥類等）の死傷については、ロードキルの影響として検討しています。 本事業では、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、第11章（P. 11. 9-269、11. 11-72）に記載のとおり、対象道路の土工部及び関門海峡を通過する橋梁構造区間におけるロードキルの発生を抑制するため、環境保全措置として「侵入防止柵の設置」を採用します。具体的な構造や設置範囲等については、事業実施段階で、専門家等からの助言を得ながら、最新の技術指針等を踏まえて検討していきます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。
	15	道路・橋梁におけるバードストライク予防策として、橋上でバードストライクが発生し、その死骸に鳥が集まり、二次被害が起きないように、速やかに死骸を撤去する必要があります。	
	16	ハヤブサやミサゴは、見晴らしがよい鉄塔などに止まる習性があり、餌生物が現れたりすると、途端に下降し、車に衝突する恐れがある。その対策として、橋の高部にハヤブサなどが止まれないような、「鳥よけスパイク」を取り付ける事例があるので、検討すること。	
	17	路面にスリップ防止用の特殊な溝を加えることによって、走行音と震動で鳥類に車の接近を知らせることができる。このような交通事故の防止につながる各種実験や検証を行い、実際に一般道で採用されている事例がある。	

表（7） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（7/8）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物・生態系	18	事後調査をしない環境アセスに啞然とした。鳥類に対し影響が小さいと予測したのであれば、なおさら事後調査を実施し、それを検証すべきではないか。 渡り鳥にとって重要な飛翔コースである関門海峡の中枢部を遮断するかのように、突如出現する巨大な海上の構造物は、鳥類の移動の障壁となり、バードストライクや飛翔コースの変更が懸念される。だからこそ、海上の橋梁が鳥類に与える影響を確認するために、事前調査に準ずる方法で実施する事後調査は不可欠である。橋梁建設後における鳥類の行動変化や、鳥類相の変化を確認することが肝要である。公共事業であるからこそ、民間事業者の模範となるような環境アセス手続きを実施し、信頼される環境アセスとなるよう努めていただきたい。	事後調査については、「国土交通省令」に基づき、次のいずれかに該当すると認められる場合において、実施の要否を検討しました。 ①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 ②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 ③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合 ④代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合 動物（鳥類）については、第 11 章（P. 11. 9-277、11. 11-74）に記載のとおり、ミサゴ及びフクロウは採用した環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、「環境影響評価法」に基づく事後調査を実施します。 なお、今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後において、周辺の自然環境の状況変化、基準の変更等について、関係機関と協力し、必要に応じて適切に把握するとともに、専門家等の意見を踏まえて、必要な措置を検討します。また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、最新の技術指針等を踏まえて必要な措置を講じます。

表（８） 環境影響評価準備書についての意見の概要および見解（8/8）

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価手続き	19	工事期間が図書内では明記されていないが、長大な橋梁を含む道路工事であるため、工事期間が長期間に渡ることが想定されるのに対し、事後調査の報告の機会は、手続き上必要な最後の報告書だけでの報告で十分ではない。実施している内容と結果のアクセシビリティの確保、適切な環境保全措置、並びに不明瞭とされる保全措置の効果（スナメリに対する海中音の影響など）の検討や追加で必要な対応の検討等が必要である観点から、最低でも調査年度ごとの調査手法・調査結果・結果に応じた対策についての報告を各県や専門家に対して行うべきである。 また、関門海峡をまたぐ橋梁を架ける本事業が、海域に関わる大規模事業実施時の科学調査・環境調査の事例となることも念頭に、事後調査報告書あるいは年度ごとの調査手法・調査結果を、いつでも参照可能なように情報へのアクセシビリティを保って公表することを強く求める。 そのような理由から、事後調査結果は最低でも年度ごとに各県や専門家に対して報告すると共に、公開することが必要である。この点について、検討のうえ評価書において明記し、公共への宣言・宣誓とすべきである。	本事業では、「国土交通省令」に基づき、対象事業に係る工事が完了した後、工事中に実施する事後調査等の結果についてとりまとめた報告書を作成・公表します。 なお、工事中における事後調査等の結果の公表と時期については、工事が長期に渡る中で、関係機関と調整し、必要に応じて検討します。また、自然環境の状況等が変化し、当該対象道路事業に起因した環境影響の程度が著しいことが明らかとなり、新たに環境保全措置が必要となった場合等にも、関係機関と調整し、必要に応じて検討します。さらに、事後調査は専門家等の意見を踏まえて実施することとしており、専門家等に対してはその段階で結果を報告します。

山口県報への公告

1 掲載日

令和6年10月1日（火）

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

山口県告示第百二十七号

環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十一条第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所へ備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

山口県告示第百二十七号

環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十一条第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所へ備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

2 掲載文

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

山口県告示第百二十七号

環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十一条第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所へ備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

山口県告示第百二十七号

環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十一条第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所へ備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

山口県告示第百二十七号

環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十一条第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所へ備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県報

令和6年
10月1日
(火曜日)

目次

山口県告示第百二十七号

環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十一条第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所へ備え付けて縦覧に供する。

令和六年十月一日

山口県知事 村岡 嗣政

環境影響評価法の規定に基づく準備書説明会の開催	
環境影響評価法（平成九年法律第八十二号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項の規定により、次のとおり準備書説明会を開催します。	
令和六年十月一日	山口県知事 村岡 政
一 都市計画決定権者の名称	山口県
二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模	北九州市
名称	一・四・二下関北九州道路
種類	一・四・四四一〇号下関北九州道路
規模	延長約八キロメートル
三 都市計画対象事業が実施されるべき区域	下関市及び北九州市
四 関係地域の範囲	下関市及び北九州市
五 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所	令和六年十月一日 午後七時 下関市立彦島公民館講堂
令和六年十月一日 午後七時	下関市立彦島公民館講堂
令和六年十月一日 午後七時	北九州芸術劇場小劇場

北九州市公報への公告

1 掲載日

令和6年10月1日（火）

第5684号 令和6年10月1日	
発行所 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所	
目次	
◇ 規 則	ページ
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事課】	4
◇ 告 示	
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	5
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	6
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	7
○ 利用料金の額の承認【保健福祉局健康医療部地域医療課】	8
◇ 公 告	
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】	12
○ 北九州広域都市計画の変更案の縦覧【都市戦略局計画部都市交通政策課】	17
○ 環境影響評価準備書の縦覧【都市戦略局計画部都市交通政策課】	18

2 掲載文

北九州市公告第707号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により次のとおり公告し、当該準備書の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境保全の見地から意見のある住民及び利害関係人は、令和6年11月15日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

- 1 都市計画決定権者の名称
山口県、北九州市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - （1）名称
 - 1・4・2 下関北九州道路
 - 1・4・44－10号 下関北九州道路
 - （2）種類
道路の新設
 - （3）規模
延長約8キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
下関市及び北九州市
- 4 関係地域の範囲
下関市及び北九州市

関係地域の市報への掲載

1 下関市

市報しものせき

(令和6年10月1日号) P17



下関北九州道路等のお知らせ

- ①下関都市計画道路(県決定/下関北九州道路、長崎
対 筋川線、長崎西山線、長崎田の首線、竹崎長崎線)
象 ②下関都市計画道路(市決定/本村西山線、長崎福浦線)
③下関都市計画公園(市決定/老の山公園)

●下関北九州道路等の都市計画案

【縦覧】 10月1日～11月1日 平日 8時30分～17時
15分 県都市計画課、市都市計画課 ※②③市都
市計画課のみ 意見書の提出は、11月15日(金/消
印有効)までに直接か郵送で、㊟(11㊟)と意見の要旨、
理由を①県都市計画課(〒753-8501山口市滝町1番1
号県知事宛) ②③市都市計画課(〒750-8521南部
町1番1号市長宛)へ。※市民か利害関係者のみ

●下関北九州道路の環境影響評価準備書

【縦覧】 10月1日～11月1日 平日 9時30分～17時
県都市計画課、県下関土木建築事務所、市都市計画
課、市環境政策課

【説明会】 10月8日(火)19時、10月9日(水)14時
彦彦島公民館 意見書の提出は、11月15日(金/消
印有効)までに直接か郵送で、㊟(11㊟)と準備書の名
称、意見を県都市計画課(〒753-8501山口市滝町1
番1号)へ。※環境保全の見地からの意見のみ

※ルートに関する説明会ではありません

㊟①県都市計画課(☎083-933-3733)

㊟②③市都市計画課(☎231-1932)

2 北九州市

市政だより北九州

(令和6年10月1日号) P6

皆さんの意見を
募集しています

下関北九州道路等の都市計画案

路線は下関北九州道路、小倉港線(い
ずれも小倉北区)。縦覧は10月1日(火)
～11月1日(金)(土・日曜日、祝日は除
く)の8時30分～17時15分、都市戦略
局都市交通政策課(市役所13階、☎
582・2518)で。10月1日～11月15日(金)
(土・日曜日、祝・休日は除く)に同課
へ意見書の提出ができます。

環境影響評価図書 対象は「下関北
九州道路に係る環境影響評価準備
書」。縦覧は10月1日(火)～11月1日(金)
(土・日曜日、祝日は除く)の9時30分
～17時、都市戦略局都市交通政策課
(市役所13階)、小倉北区役所総務企
画課で。10月1日～11月15日(金)(土・
日曜日、祝・休日は除く)に都市戦略
局都市交通政策課へ意見書の提出が
できます。説明会は10月16日(水)、
J:COM北九州芸術劇場(リパー
ウォーク北九州6階)で。14～15時30
分の部と19～20時30分の部あり。他
会場での縦覧・説明会などの詳細は
都市戦略局都市交通政策課☎582・
2518へ☎を。

ウェブサイトへの掲載

- 1 山口県ホームページ
 - ・都市計画課

都市計画課

目次

下記目次をクリックすると、該当の見出しへジャンプします。

まちづくり

公園

命名権（ネーミングライツ）

屋外広告物

新着情報

2024年10月1日更新

2024年10月1日更新

2024年10月1日更新

2024年9月30日更新

2024年9月20日更新

新着情報の一覧

新着情報のRSS

下関北九州道路環境影響評価準備書について

ページ番号：0268364 更新日：2024年10月1日更新

環境影響評価法に基づき、「下関北九州道路に係る環境影響評価準備書」及びこれを要約した書類を作成し、準備書手続きを実施しています。なお、方法書以降の手続きについては、都市計画決定権者である山口県及び北九州市が事業予定者に代わり行います。

準備書：調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する考え方をとりまとめています。
準備書手続：準備書を作成した旨を公告し、準備書を縦覧に供するとともに、説明会を開催します。
準備書について意見を有する方は意見書を提出することができます。

1 都市計画決定権者の氏名及び住所

都市計画決定権者の名称：山口県
代表者の氏名：山口県知事 村岡 嗣政
住所：山口県山口市滝町1番1号

都市計画決定権者の名称：北九州市
代表者の氏名：北九州市長 竹内 和久
住所：福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

〈都市計画対象道路事業の名称〉 下関北九州道路
〈都市計画対象道路事業の種類〉 高速自動車国道または、指定都市高速道路または、一般国道の新設もしくは改築
〈都市計画対象道路事業の区間〉 起点：山口県下関市 終点：福岡県北九州市

このページを見ている人はこんなページも見ています

下関北九州道路環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

AI（人工知能）はこんなページをおすすめします

下関北九州道路環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

下関北九州道路等の都市計画案の縦覧について

下関北九州道路等の都市計画手続きについて

山口県内で手続中の事業

山口県の環境影響評価(環境アセスメント)制度について

見つからないときは

よくある質問

- ・道路建設課

下関北九州道路に関する取組

- 下関北九州道路整備促進期成同盟会の取組
- 下関北九州道路調査検討会の取組
- 下関北九州道路計画検討会の取組
- 下関北九州道路計画段階評価について（中国・九州地方合同小委員会）
- 民間による下関北九州道路に関する取組
- 下関北九州道路の環境に関する取組
- 下関北九州道路の都市計画に関する取組

上記の都市計画課の HP へ

2 下関市ホームページ

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [道路・河川・交通・港](#) > [道路・河川](#) > 下関北九州道路環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

下関北九州道路環境影響評価準備書の縦覧 及び説明会の開催について

ページID：0118208

更新日：2024年9月20日更新

下関北九州道路については、環境影響評価方法書に基づき、調査主体である国と山口県・福岡県・北九州市・下関市において、調査・予測・評価が行われ、このたび、調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果等を取りまとめた「準備書」を作成しました。

つきましては、本準備書について、環境の保全の見地からのご意見をいただくため、山口県では下記のとおり縦覧し、準備書の内容についての説明会を開催します。

なお、北九州市においても同様に縦覧、説明会が開催されます。

1. 縦覧内容（準備書）

（1）縦覧図書：下関北九州道路環境影響評価準備書及び要約書

（2）縦覧期間：令和6年10月1日（火）～11月1日（金）

午前9時30分～17時00分（土日祝日の閉庁日を除く）

（3）縦覧場所：別紙（環境影響評価（準備書）の縦覧場所一覧）のとおり

（4）インターネットによる公表：山口県、北九州市のホームページにて公表

ホームページ上では、期間中の土日祝日を含み、終日閲覧が可能です。

※環境影響評価法の規定により、「下関北九州道路等の都市計画案」と同時に縦覧します。

[別紙 環境影響評価（準備書）の縦覧場所一覧 \[PDFファイル/56KB\]](#)

[山口県都市計画課ホームページ](#) <外部リンク>

[北九州市ホームページ](#) <外部リンク>

3 北九州市ホームページ

(3)都市計画案についての意見

環境影響評価

手続き概要

環境影響評価(配慮書、方法書、準備書、評価書)のうち、配慮書及び方法書まで完成しており、今後、準備書の縦覧を実施します。

なお、方法書以降の手続きについては、都市計画決定権者である山口県及び北九州市が事業予定者に代わり行っています。

計画段階環境配慮書

令和2年2月18日に「下関北九州道路 計画段階環境配慮書」を作成しました。

方法書

令和4年4月1日に「下関北九州道路 方法書」を作成しました。

準備書

(1)縦覧図書

[下関北九州道路 準備書](#)

(2)縦覧場所

北九州市都市戦略局都市交通政策課、小倉北区役所総務企画課、ホームページ

(3)縦覧期間

令和6年10月1日(火曜日)から令和6年11月1日(金曜日)
9時30分から17時00分(土曜日・日曜日・祝日の閉庁日を除く)

ホームページ上では、期間中の土曜日・日曜日・祝日を含み、終日閲覧が可能です。

(4)意見書

受付期間	令和6年10月1日(火曜日)から令和6年11月15日(金曜日) 郵送の場合は当日消印有効
提出方法	電子メール

4 国土交通省ホームページ

- ・中国地方整備局

下関北九州道路 環境影響評価準備書及び要約書の公表について

下関北九州道路について、環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書及び要約書が山口県ホームページ、北九州市ホームページに公表されておりますのでお知らせいたします。

- ・ [山口県公表ページへ](#) <外部リンク>
- ・ [北九州市公表ページへ](#) <外部リンク>

■ 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局
電話：082-221-9231（代表）
道路部 道路計画課長（内線 4211）

- ・九州地方整備局

下関北九州道路 環境影響評価準備書及び要約書の公表について

[トップページ](#) [お知らせ](#) [令和6年度](#) 下関北九州道路 環境影響評価準備書及び要約書の公表について

LINEで送る ポスト シェア

下関北九州道路について、環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書及び要約書が山口県ホームページ、北九州市ホームページに公表されておりますのでお知らせいたします。

- ・山口県公表ページへ<外部リンク>
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/130/268364.html>
- ・北九州市公表ページ<外部リンク>
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08000078.html>

問い合わせ先

中国地方整備局	道路部	道路計画課課長	TEL:082-221-9231
九州地方整備局	道路部	道路計画第一課課長	TEL:092-476-3529



報道発表

報道発表

下関北九州道路環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

ページ番号：0273149 更新日：2024年9月20日更新
印刷ページ表示

下関北九州道路については、環境影響評価方法書に基づき、調査主体である国と山口県・福岡県・北九州市・下関市において、調査・予測・評価が行われ、このたび、調査・予測・評価・環境保全対策の検討結果等を取りまとめた「準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をいただくため、下記のとおり縦覧し、準備書の内容についての説明会を開催します。

なお、北九州市においても同様に縦覧、説明会が開催されます。

1 縦覧内容

- (1) 縦覧図書：下関北九州道路環境影響評価準備書及び要約書
- (2) 縦覧期間：令和6年10月1日（火曜日）から11月1日（金曜日）
9時30分から17時（土日祝日の開庁日を除く）
- (3) 縦覧場所： 別紙-1（環境影響評価準備書の縦覧場所一覧）（PDF：136KB）

AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

- 下関北九州道路環境影響評価準備書について
- 下関北九州道路等の都市計画案の縦覧について
- 山口県内で手続中の事業
- 下関北九州道路環境影響評価手続きについて
- 下関北九州道路等の都市計画手続きについて

見つからないときは

よくある質問